

意見書を提出

令和6年第3回定例会にて可決した意見書について、地方自治法に基づき提出しました。
なお、文章は要約して掲載しています。

脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、茨城県知事

脳脊髄液減少（漏出）症は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出したり、髄液が減少してしまうことにより、起立性頭痛や頸部痛、めまいなどの症状が起こります。

茨城県内には専門医がいないため、県外の病院まで通院せざるを得ない状況にあり、患者にとって大きな負担となっています。

脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性疾患の患者であるにも関わらず、確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。

国及び茨城県においては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制を改善できるように、次の事項を強く要請します。

- 1 国は、脳脊髄液減少（漏出）症の難治性患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること。
- 2 国は、脳脊髄液減少（漏出）症の難治性の長期疾患を指定難病へ追加すること。
- 3 茨城県は、県内に脳脊髄液減少（漏出）症専門医がいる拠点となる病院を一か所確保すること。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。また、きめ細かい教育を進めるためには更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けることができるよう、国の施策として定数改善に向けた財源保障は必要です。

国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の措置を強く要請します。

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。